

確定申告の時期である。税金を飯の種にしている者からすると、いわゆる書き入れ時である。2月16日から3月15日までが提出期間と決められているため、税理士業界では、これが一つのイベントとなり、また、区切りともなる。正月のテレビ収録が一段落すると、4日から芸能人が一斉にハワイに向かって旅立つ。同様に、税理士も3月後半から4月にかけて、海外旅行やゴルフ行脚に散っていく。だが、税理士は芸能人とちがって、完全には息を抜けない。芸能人は、仕事にしくじれば、次から仕事は来なくなるだけである(ごめんなさい)。ところが税理士は、仕事をなくしたうえに、計算や判断誤りによる損害賠償請求を受けたりする。税務代理の故障には、時効というものがないのである。

私も、この業界は25年程になるが、この確定申告では、冷や汗をかき、煮え湯を飲んだことが何度かある。そんな確定申告の時期であるので、ちょっとその一端を披露して、皆さんの便宜を図りたいと思う。

● 過去の払いすぎの税金をとりもどして

借金をして住宅を買うと、借金の年末残高に一定の率をかけて所得税を安くしてくれるという特例がある。住宅取得等特別控除という制度で、その適用期間は原則として10年である。

あるとき、お客様の紹介でAという方が税務相談に見えられた。3年前に住宅をローンで買った。でも、この制度を知らなくて手続きを取らなかった。先生のところで、今年の分とさらに、2・3年前の税金の還付請求ができないかときた。さて、皆さんはどう思われるか。この場合、税法上は幸運な人と不幸な人の2種類に分かれ

る。

実は、更正の請求という税金を取り戻す手続きには期限があり、特殊な場合を除いて申告期限から1年以内に限り税金の還付請求を行わなければならない。ということは、確定申告を毎年している人は、1年前までは還付請求できるが、それ以前の取り戻しはできないことになる(国税通則法第23条の①)。これが不幸な人。

ところが、この取扱いが確定申告をしている人のみであって、申告をしていない人は対象にならない。そんな人がいるのかといえば、いるのである。年末調整のみで済んでしまう給与所得者である。この人は、「還付金の請求権は、5年間行使しないことによって、時効により消滅する(国税通則法第74条)」という法律が適用になり、5年間遡って還付請求できる幸福な人である。

さて、この話はここで終わらない。実は、あまり知られていないが1年しか遡れない人でも救済の道がある。税務署長は、職権で5年間遡って減額の更正をする権限を持つ。とはいえ、税務署は自ら気を回して税金を返してくれるようなことはしない。しかし、嘆願書を作って「返して下さい」と申し出れば返してくれることがあるのだ。

この嘆願書のことを納税者に知らせず、訴えられた税理士がいる(最近の話である)。実は、このことを勉強して知ったのは、税理士事務所を開業して5年くらいたってからである(冷や汗)。

● 相続でもらった土地の売買金額がわからない

相続でもらった土地を売却した場合、相続開始から3年10ヶ月以内であれば、相続税の一部を、その土地の取

得代金に加算して、譲渡所得税の計算をすることができる。これを、取得費加算制度(租税特別措置法第36条)という。

ある相続税の申告書を提出してちょうど3年くらいたった頃、相続人の一人であった女性の方から相談があった。

「父から相続した土地を売却することにしました。金額は1200万円位です。ところが、この土地は、昭和62年頃、父が叔父から購入したもので、契約書や領収書などの手控えがまったくありませんが、聞いた話によると2000万円くらいで買ったそうです。でも、買った金額がわからないと、売った金額の5%しか引いてもらえないとか。何とかならないでしょうか。」

なんとかしてと、しかも妙齢の女性に頼まれると、断れないのが私の悪い癖だと女房には常々言われている。取得費がわからずに申告すれば、約200万円の税金である。

さて、これから先が肝心なのであるが、税金の世界は、事実を尊重してくれる。ただ、申告する側は、その事実を裏付ける状況証拠を集めなければならない。唯一と思われる数字の裏付けが登記簿謄本に載っている債権に付いた抵当権の設定金額(2000万円)である。でも、これだけでは物件価格との関連性が薄い。私は、当時の路線価、一部残っていたローン返済の記録がある通帳のコピーなど考えられる限りの資料と「上申書」を添えて申告書を出した。税金はゼロである。税務署の担当者から、渋々「しょうがないですねえ」という還付を告げる電話を受けたのは、通常の還付時期から3ヶ月たってからであった。